

## 取引業者からの誓約書の徴取要領(物品関連)

〔 国立大学法人東京学芸大学  
契 約 担 当 役  
平 成 2 6 年 1 2 月 3 日 〕

昨今、研究機関における不正事案が社会問題として大きく取り上げられていることから平成26年2月18日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正され、研究費の適正な運営・管理の観点から、業者から誓約書等を徴取することについて記述がされた。これを受け本学において、物品関連については下記により業者から誓約書を徴取することとする。

### 記

1. 以下のいずれかに該当する者から誓約書を徴取する。
  - (1) 競争入札及び公募型見積り合わせにより本学と契約を締結する者
  - (2) 250万円を超える随意契約(公募型企画競争を含む)により本学と契約を締結する者
  - (3) 物品販売業者((5)を除く)のうち、前年度の取引金額が250万円を超え、かつ契約件数が50件を超える者
  - (4) 製造(印刷物を含む)請負業者のうち、前年度の取引金額が250万円を超え、かつ契約件数が20件を超える者
  - (5) 物品販売業者のうち医薬品・医療用品類販売にかかる業者で、前年度の取引金額が100万円を超え、又は契約件数が20件を超える者
  - (6) その他契約担当役が必要と認めた者
  
2. 以下の者は誓約書の徴取の対象から除くものとする。
  - (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
  - (2) 学校法人
  - (3) 国際組織、外国企業等
  - (4) 電気・ガス・水道・電話・郵便及び宅配事業者
  - (5) 会計監査法人、弁護士、税理士、特許事務所
  - (6) その他、誓約書の徴取の対象になじまない者
  
3. 誓約書の様式は別紙のとおりとする。
  
4. 徴取回数は1回とし、本学の不正対策に関する方針やルール等を見直した場合にはあらかじめ徴取することとする。
  
5. 平成27年1月1日から実施する。

以上